

犬の噛みつき事故について

過日「みはらし公園」にて、年長・年少の児童二人が犬に噛まれる事故が発生。また、中央公園でも放し飼いの報告があり、リード装着のお願いを回覧しましたが今回、再度の徹底のお願いをします。

1. 裾野市飼い犬条例で、この様な事故が発生すると犬を飼っている方が罰せられる場合があります。
2. 各ご家庭では、下記を順守・徹底をお願いします。
 - ①室内以外の散歩や室外では、必ず「リード装着」。
 - ②リードは、締結部が外れない様にしっかり固定。
3. 万が一、事故が発生した際は、警察に連絡の事。
4. 飼主は、裾野市長宛に飼い犬が人を噛んだ届出を提出する事。（裾野市飼い犬条例第5条）

その他の詳細は、添付資料を参照ください。